平成２５年（フ）第１１７６号
愛知県知多郡阿久比町大字草木字万場50番地３
債務者　梶田えい子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３８号
青森市大字幸畑字松元37番地14　ドリームハウス101号
債務者　川越　　誠
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７０４号
大阪市都島区都島本通２丁目８番18号　パーソナルハイツ都島208号
債務者　浦名　栄司
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２０１号
大阪府守口市南寺方南通１丁目７番７―205号、住民票上の住所大阪府寝屋川市秦町44番３―806号
債務者　葛迫　光浩
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３７８号
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目８番３―1006号
債務者　西本　洋子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４２８号
大阪市浪速区恵美須西３丁目３番36―203号
債務者　長谷川宏樹
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４８９号
大阪市旭区大宮５丁目９番１―1402号、前住所兵庫県尼崎市元浜町３丁目40番地の14
債務者　湯川　幸夫（旧姓谷﨑）
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５２２号
大阪府高槻市大塚町２丁目55番19号
債務者　木村　米一
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５６９号
大阪府高槻市氷室町２丁目38番14号
債務者　坪井　準一
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５７０号
大阪府高槻市氷室町２丁目38番14号
債務者　坪井みね子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８６９号
大阪市中央区内本町１丁目３番10―405号
債務者　金原　文子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９３４号
大阪市中央区高津３丁目３番15―402号
債務者　川西　友香（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９６４号
大阪府箕面市桜ケ丘１丁目７番34号
債務者　河合ひとみ
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９９９号
大阪府枚方市野村元町32番14号
債務者　竹垣　昌彦
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０７３号
大阪府守口市金田町３丁目14番４号
債務者　奥　　理恵
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０８１号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目３番３号　桃井マンション401号
債務者　浅井　　豊
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６９号
山口市陶4031番地
債務者　植田　　繁
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係